

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(1/14)

調査番号	その(15)	県名	宮城県	市町村名	塩竈市			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	56,490 人							
年齢階級別人口								
項目	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上					
人口	6,437	34,451	15,481					
比率	11.4	61.1	27.5					
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)								
死者	47 名							
行方不明者	—							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	全域都市計画区域							
市街化区域	区域区分有							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区等々の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区	1,787	32.5	1.8	230.7	12.9	149.2	8.3	(全壊1,009)
都市計画区域	1,787	32.5	1.8	230.7	12.9	149.2	8.3	(全壊1,009)
用途地域	1,291	22.1	1.7	217.7	16.9	53.0	4.1	(全壊854)
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	塩竈市震災復興計画	平成23年 12月2日	有	有				
その他の方針・計画	—							
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区懇談会の開催(第1回):平成23年8月14日 地区 計581名参加 ・ 地区懇談会の開催(第2回):平成23年10月9日 地区 計477名参加 ・ 震災復興計画地区別説明会の開催:平成24年1月5日 地区 計131名参加 ・ 震災復興アドバイザー:浅見 泰司(東京大学空間情報科学研究センター教授) 姥浦 道生(東北大学大学院工学研究科准教授) 								

塩竈市 調査総括表(2/14)

3. 復興計画の概要(市町村全体)																											
(1) 整備の基本的な考え方		(2) 整備にあたっての基本的な方針		(3) 復旧構想図(市町村全体対象)																							
<p>1 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、今まで暮らしてきた地域での住宅再建 本土地区浸水区域における、浸水対策と併せた地盤の嵩上げなどの地盤沈下対策を実施 甚大な津波被害の浦戸地区は、コミュニティ維持を前提とした高台移転や災害公営住宅等により住宅再建 <p>2 津波への対応</p> <p>L1：海岸保全施設（防潮堤等）の整備により生命財産を守る。</p> <p>L2：避難路の整備に併せ避難計画を策定。L1防潮堤整備により本土地区は最大2m未満程度の浸水が想定される。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">土地利用区分</th> <th colspan="3">L2津波による浸水深</th> </tr> <tr> <th>浸水なし</th> <th>2m未満</th> <th>2m以上</th> </tr> <tr> <td>業務系(本土地区)</td> <td>原則として制限なし</td> <td>原則として制限なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>住居系(本土地区)</td> <td>原則として制限なし</td> <td>原則として制限なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>公共系</td> <td>学校等</td> <td>建築物等の防災強化</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>浦戸地区</td> <td>原則として制限なし</td> <td>原則として制限なし</td> <td>高台移転、嵩上げ整備等</td> </tr> </table> <p>3 都市防災（津波防災）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送路及び高台への避難路、塩釜港沿岸部の避難路の整備・確保 防災拠点となる防災センターの整備と避難ビルの整備 		土地利用区分	L2津波による浸水深			浸水なし	2m未満	2m以上	業務系(本土地区)	原則として制限なし	原則として制限なし	該当なし	住居系(本土地区)	原則として制限なし	原則として制限なし	該当なし	公共系	学校等	建築物等の防災強化	該当なし	浦戸地区	原則として制限なし	原則として制限なし	高台移転、嵩上げ整備等	<p>海岸堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> L1対応の防潮堤を整備（本土T.P3.3m、浦戸T.P4.3m） <p>河川堤防整備方針</p> <p>—</p> <p>2線堤等の方針(含む緑地)</p> <p>—</p> <p>市街地整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 本土地区の地盤沈下が顕著な地区は面的整備等により盛土・嵩上げ 浦戸地区の桂島、寒風沢は高台移転 <p>交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送路及び避難路となる道路整備による交通ネットワークの形成 <p>避難体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所（避難ビルの整備を含む）・避難路の整備 防災行政無線等の整備による的確な情報伝達や自主防災組織の確立 <p>産業地域の復旧方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁港、漁業施設の復旧と高度利用の促進、養殖漁業の協業化の促進 水産加工団地の地盤沈下対策の実施 		<p>塩竈市 震災復興計画図</p> <p>○防備堤の新築整備を促進 ○避難路の早期復旧と併せて、災害発生時の避難経路を確保し、被災地内での滞在場所を確保する。 ○避難路の水や狭い道路の解消とあわせて、良好な居住環境を整備する。</p> <p>○北浜緑地護岸の早期整備を促進。 ○防波・防潮堤の嵩上げとあわせて、北浜緑地護岸用地について景観形成に配慮した整備を促進。 ○避難路の水や狭い道路を解消し、居住近接型の良好な居住環境の形成を促進する。</p> <p>○駅前周辺において、避難場所、避難路等への整備を図るための道路・防災機能を有した用途性のある歩行空間を整備。 ○国道より高台の嵩上げとあわせて、海岸通地区周辺の再開発を促進。</p> <p>○防波堤の強化、安全な避難場所・経路の確保等による安全を確保。 ○港町の周辺地区の嵩上げなど面的整備を促進し、居住性・防災性を向上。 ○防波堤の一部を緑地帯（ベランダ）として再開発し、マリナゲート周辺の賑わいの拠点性を強化。</p> <p>○コミュニティ単位での近接への高台移転を推進し、集合住宅を整備するとともに、商業・防災機能を兼ねた施設整備を検討するなど、安心して居住できる生活環境を形成。 ○商業地域の復興にあわせて既存防潮堤の機能強化を図り、漁港施設及び防災利用施設を早期に復興。 ○観光施設を早期に復旧するとともに、観光資源となるような景観形成を促進。</p>
土地利用区分	L2津波による浸水深																										
	浸水なし	2m未満	2m以上																								
業務系(本土地区)	原則として制限なし	原則として制限なし	該当なし																								
住居系(本土地区)	原則として制限なし	原則として制限なし	該当なし																								
公共系	学校等	建築物等の防災強化	該当なし																								
浦戸地区	原則として制限なし	原則として制限なし	高台移転、嵩上げ整備等																								
地区別の方針の概要																											
<ul style="list-style-type: none"> 塩竈市沿岸全域において、防潮堤をL1対応高さに嵩上げ。 港町地区、北浜地区、藤倉地区、新浜地区では、被災地域の一部の地盤を嵩上げ。下水道整備による排水機能の強化。 上記以外の本土地区については従前復旧が原則。 浦戸地区の桂島、寒風沢の津波流出地域は高台移転、野々島、寒風沢、朴島は従前地での復旧及び一部嵩上げ 																											
地区名	復興の基本的な考え方																										
港町地区	既存防潮堤の強化、道路や地区の盛土・嵩上げなどの整備を推進し、浸水・冠水被害の解消による安全・安心な市街地の整備を図り、マリナゲート塩釜周辺は観光・文化・交流拠点の形成を図る。																										
北浜地区	北浜緑地護岸の整備に合わせて背後地の面的整備を行い、盛土・嵩上げと住工混在や狭い道路の解消等により、安全な職住近接型市街地の形成を図る。																										
藤倉地区	地区の骨格となる都市計画道路新浜町杉ノ下線の整備とともに、地盤の嵩上げ、下水道施設の機能強化を推進し、地区内の冠水解消を図り、良好な居住環境を整備する。																										
新浜地区	産業拠点の安全性の向上を図るため水産加工団地の地盤沈下対策を進め、塩竈市の基幹産業である水産加工業の復興を推進する。																										
本塩釜駅周辺地区	津波により店舗が甚大な被害を受けた海岸通地区において、密集市街地の環境改善のため、地区周辺一体で複合的な市街地再開発を促進し、賑わいのある拠点機能を形成する。																										
浦戸地区	津波による甚大な被害を受けた浦戸については、桂島、寒風沢では、コミュニティ単位での近接地への高台移転等により、また、野々島では、既存の漁業集落の盛土・嵩上げにより、住み慣れた地域での安全・安心な生活を確保する。																										

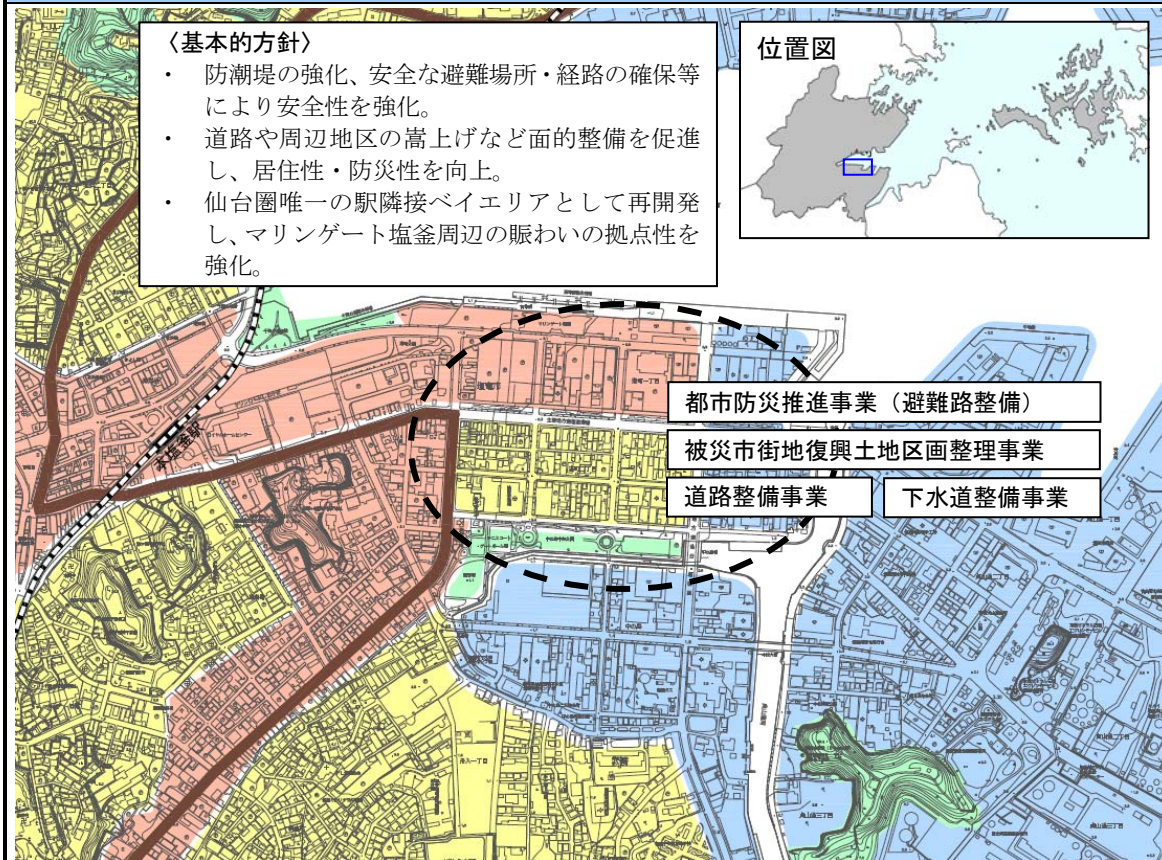
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(3/14)

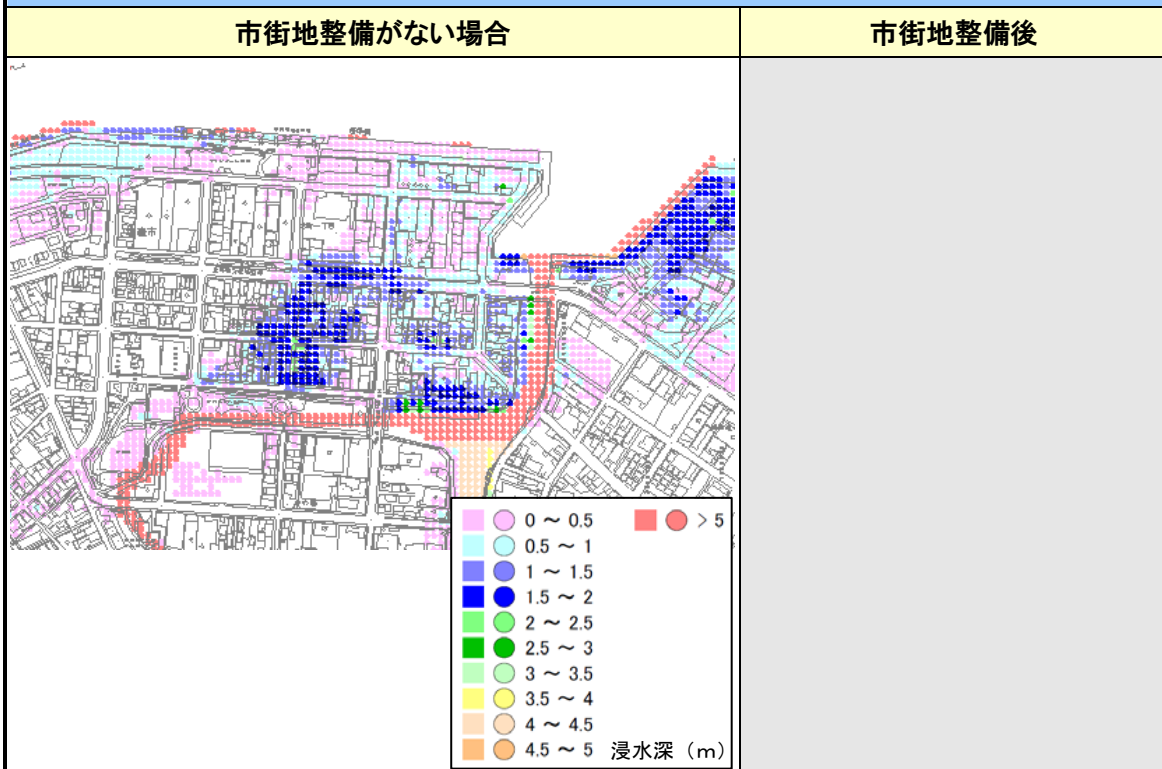
4. (1) 地区別復興方針(1)		港町地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	22.4ha	都市計画	用途地域、港湾区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸区域は、マリングート塩釜や観光栈橋等の観光拠点 隣接区域は、県道沿道に店舗等が立地する戸建住宅地 				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高：3.58m 全壊54戸、大規模半壊66戸、半壊30戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地のコミュニティの維持。 日本三景松島に係る観光拠点として賑わい再生と海辺の景観形成。 				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備有：新設 ○ 堤防高：T.P.3m（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方 — ○ 二線堤の考え方 — 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の強化、安全な避難場所・経路の確保等により安全性を強化。 道路や周辺地区の嵩上げなど面的整備を促進し、居住性・防災性を向上。 仙台圏唯一の駅隣接ベイエリアとして再開発し、マリングート塩釜周辺の賑わいの拠点性を強化。 			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有（道路の従前高さまで嵩上げ、沿道宅地の嵩上げ） 土地利用の変更：なし 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業、道路事業等			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 — 移転先及び整備手法 — 移転の対象、方法 — 移転跡地の土地利用方針 等 —			
	土地利用規制の方針	土地利用規制なし			
	公共公益施設の方針	県道及び市道の嵩上げ、県道八幡築港線の拡幅、下水道整備。			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び宅地の嵩上げとあわせ、下水道整備による浸水・排水対策を進めることにより、地域の防災力を強化する。 沿岸地域の観光客・市民の安全性を確保するため、本塩釜駅～マリングート塩釜の間の避難路（避難デッキ）を整備する。 			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 事業調査 平成24年度 都市計画決定、事業計画決定 			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 避難デッキを含む避難路の整備 既存の避難ビルに合わせて、さらに避難ビル・避難タワーを整備 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	甚大な津波被害を受けたものの、既に斑模様のように地権者個々の住宅再建が進行する中で、区画整理に対する補償の考え方も含めた合意形成。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
堤防嵩上げによる防御	L1対応堤防高を余裕高を含め T.P. + 4.3mで整備することで防災対策を検討していたが、T.P. + 3.3mで県が整備することになったことから、地盤沈下対策、浸水・排水対策のため、面的整備を含めた検討が必要と判断した。				

塩竈市 調査総括表(4/14)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)



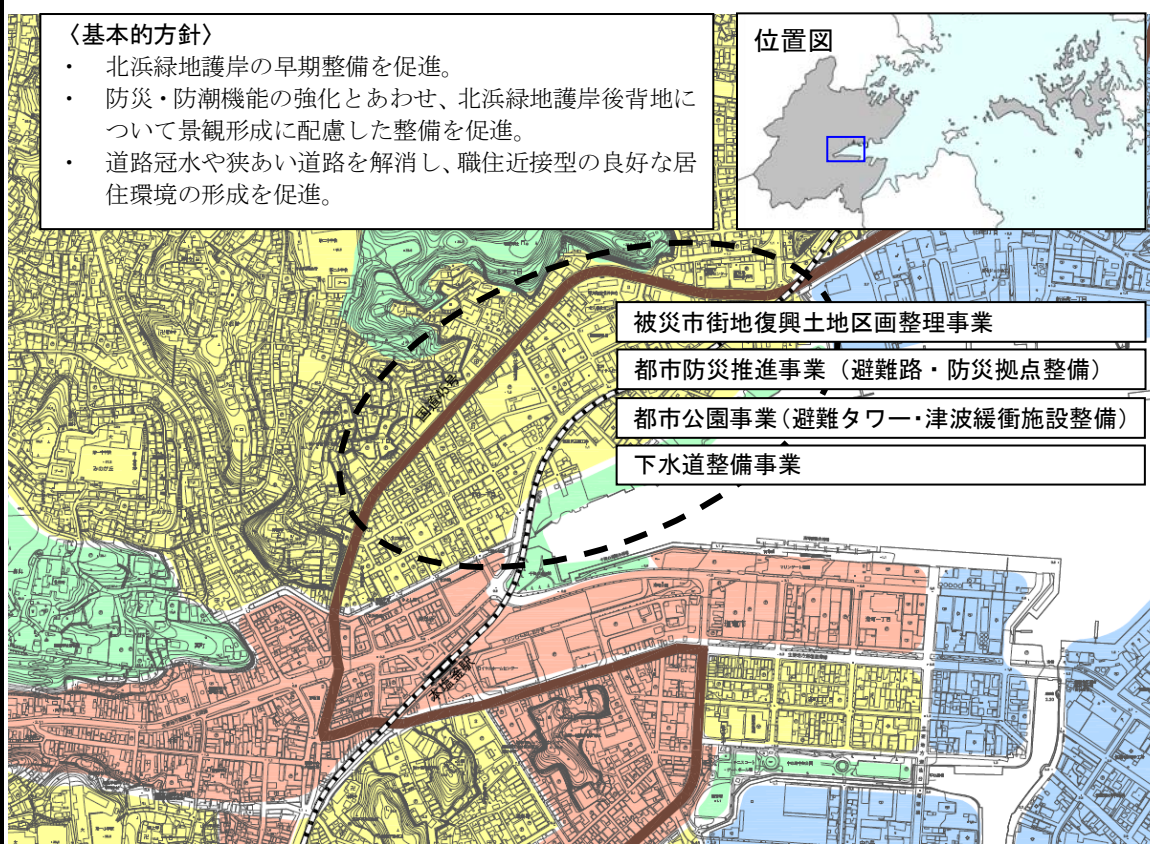
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(5/14)

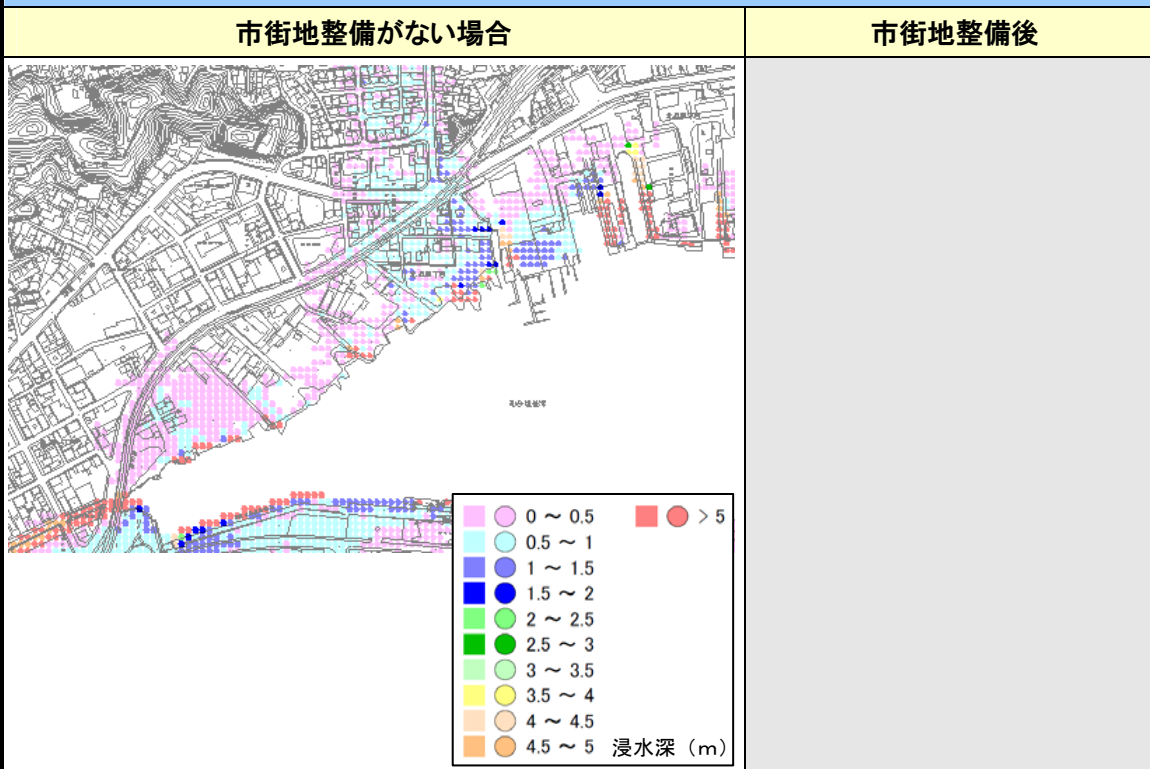
4.(2) 地区別復興方針(2)		北浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	10.8ha	都市計画	用途地域、港湾区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> 工場、事業所等と戸建住宅の住工混在地区 行き止まり道路や狭あい道路が占め、地区の防災性が低下 				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高：4.38m 全壊95戸、大規模半壊187戸、半壊60戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	塩釜港湾奥部の良好な海辺の景観形成。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備有：新設（北浜緑地護岸） ○ 堤防高：T.P3.3m（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方 — ○ 二線堤の考え方 — 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> 北浜緑地護岸の早期整備を促進。 防災・防潮機能の強化とあわせ、北浜緑地護岸後背地について景観形成に配慮した整備を促進。 道路冠水や狭あい道路を解消し、職住近接型の良好な居住環境の形成を促進。 			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有（検討） 土地利用の変更：職住近接型土地利用の促進 整備手法：被災市街地復興土地区画整理事業			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 — 移転先及び整備手法 — 移転の対象、方法 — 移転跡地の土地利用方針 等 —			
	土地利用規制の方針	土地利用規制検討			
	公共公益施設の方針	区画道路、都市公園、街区公園、下水道の整備。			
	その他特記すべき方針	塩釜港湾奥部の良好な海辺の景観形成。			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 事業調査 平成24年度 都市計画決定、事業計画決定 			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 北浜緑地護岸上部の避難路の整備。 避難ビルの整備。 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> 居住機能や避難ビルの整備に関する事業主体を含めた調整。 宮城県事業として行われる北浜緑地護岸の整備と一体となった事業進捗。 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
道路事業			地区が塩釜港に接し、建物流出等津波による甚大な被害をう、地盤沈下も著しいことから、土地区画整理事業による地区の一体的な整備が必要と判断。		

塩竈市 調査総括表(6/14)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

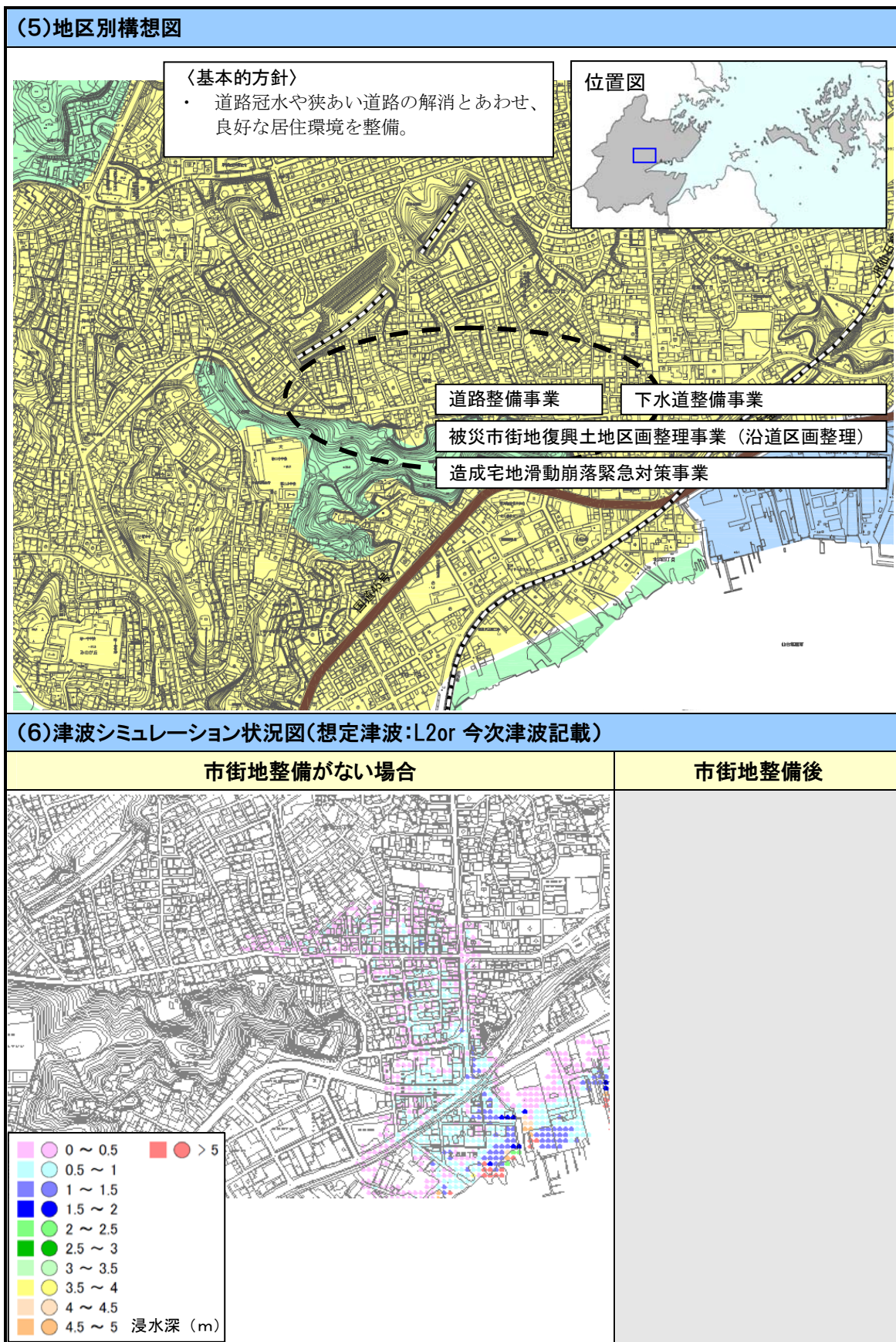


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(7/14)

4. (3) 地区別復興方針(3)		藤倉地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	9.5ha	都市計画	用途地域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	未整備の都市計画道路である新浜町杉の下線沿道に広がる、狭あい道路の多い低層住宅地。				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今次津波高：約1.5m ・ 全壊44戸、大規模半壊152戸、半壊244戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	防災性の向上による良好な居住環境の確保によるコミュニティの強化。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備有：新設 ○ 堤防高：T.P.3m（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方 — ○ 二線堤の考え方 — 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路冠水や狭あい道路の解消とあわせ、良好な居住環境を整備。 			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有（道路及び沿道宅地の嵩上げ検討） 土地利用の変更：なし 整備手法：被災市街地復興土地地区画整理事業（沿道区画整理）等			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 — 移転先及び整備手法 — 移転の対象、方法 — 移転跡地の土地利用方針 等 —			
	土地利用規制の方針	土地利用規制なし			
	公共公益施設の方針	都市計画道路新浜町杉の下線の拡幅整備、街区道路の嵩上げ、下水道の整備。			
	その他特記すべき方針	都市計画道路新浜町杉の下線の整備に伴う沿道宅地の整備とあわせ、下水道整備による浸水・排水対策を進めることにより、地域の防災力を強化する。			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度 事業調査 ・ 平成24年度 都市計画決定、事業計画決定 			
避難計画の考え方	緊急輸送路及び避難路と位置づけられる新浜町杉の下線の整備による避難の円滑化。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	事業手法（面整備、街路）に関する地権者の合意形成。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
堤防嵩上げによる防御	L1対応堤防高を余裕高を含め T.P. + 4.3mで整備することで防災対策を検討していたが、T.P. + 3.3mで県が整備することになったことから、地盤沈下対策、浸水・排水対策のため、面的整備を含めた検討が必要と判断した。				

塩竈市 調査総括表(8/14)

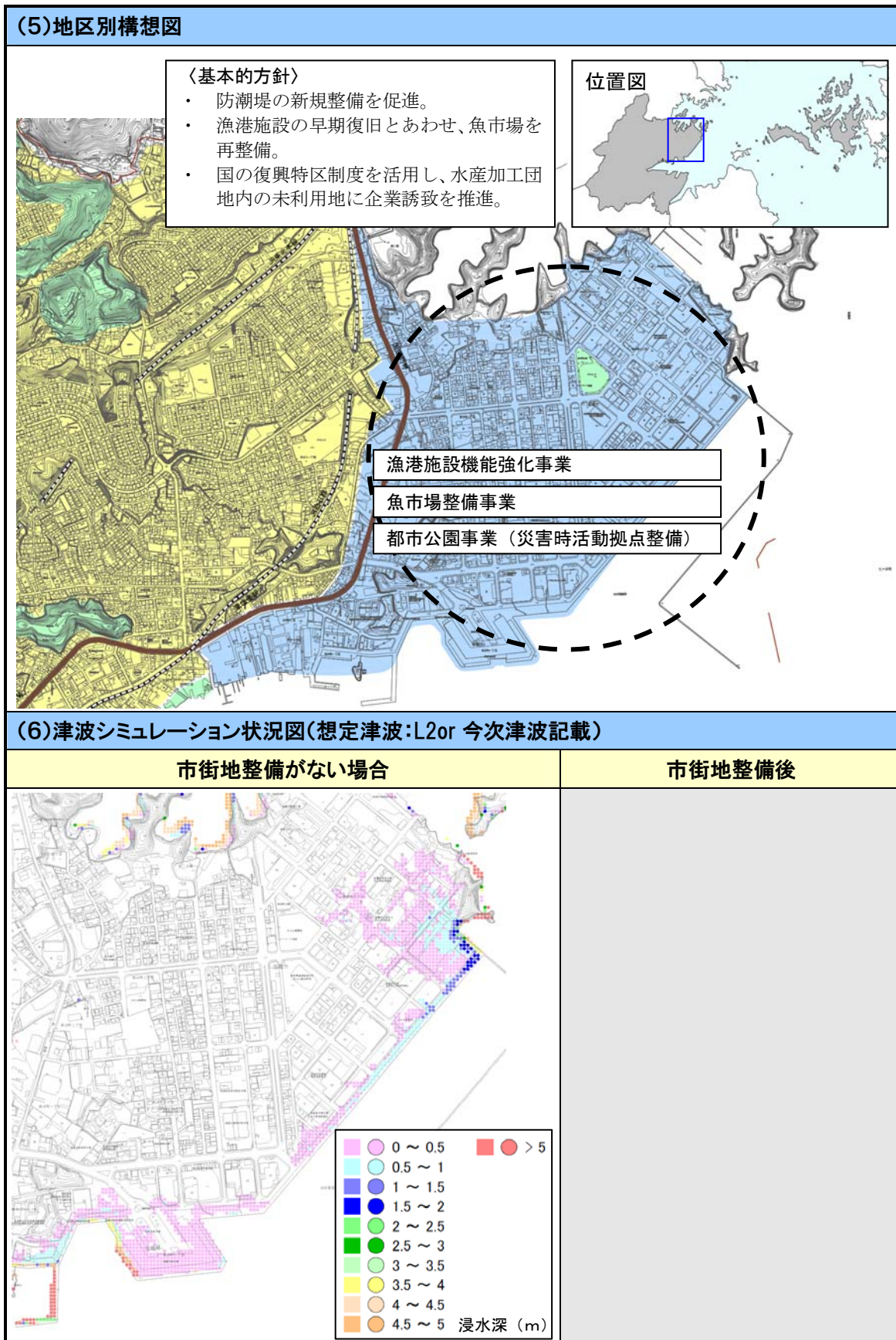


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(9/14)

4.(4) 地区別復興方針(4)		新浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	57.5ha	都市計画	用途地域、漁港区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	塩竈市の基幹産業である水産業及び水産加工業の関連企業が集積し、魚市場、仲卸市場、水産加工団地等が立地。				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高：3.08m 全壊8戸、大規模半壊51戸、半壊87戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	企業操業環境の改善・整備による既存基幹産業の再生と新規企業の導入。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備有：新設 ○ 堤防高：T.P3.3m（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方 — ○ 二線堤の考え方 — 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の新規整備を促進。 漁港施設の早期復旧とあわせ、魚市場を再整備。 国の復興特区制度を活用し、水産加工団地内の未利用地に企業誘致を推進。 			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有（検討） 土地利用の変更：なし 整備手法：漁港施設機能強化事業、漁港高度利用促進事業等			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 — 移転先及び整備手法 — 移転の対象、方法 — 移転跡地の土地利用方針 等 —			
	土地利用規制の方針	土地利用規制なし			
	公共公益施設の方針	水産加工団地の区画道路及び宅地の嵩上げ。			
	その他特記すべき方針	地盤沈下対策により企業誘致を促進し産業振興。			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 事業調査 事業計画 			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 新浜町公園の災害時活動拠点としての整備。 高台への避難路の整備と合わせ、避難ビルを整備。 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	水産加工団地等への企業誘致のための空地部分の敷地の集約、嵩上げ。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
水産加工団地：土地区画整理事業	当初、水産加工団地の地盤沈下対策として、土地区画整理事業による区画道路及び宅地の嵩上げを検討していたが、当該地区が漁港区域内にあることから、漁港施設に係る基幹事業による案が適切との判断を行った。				

塩竈市 調査総括表(10/14)

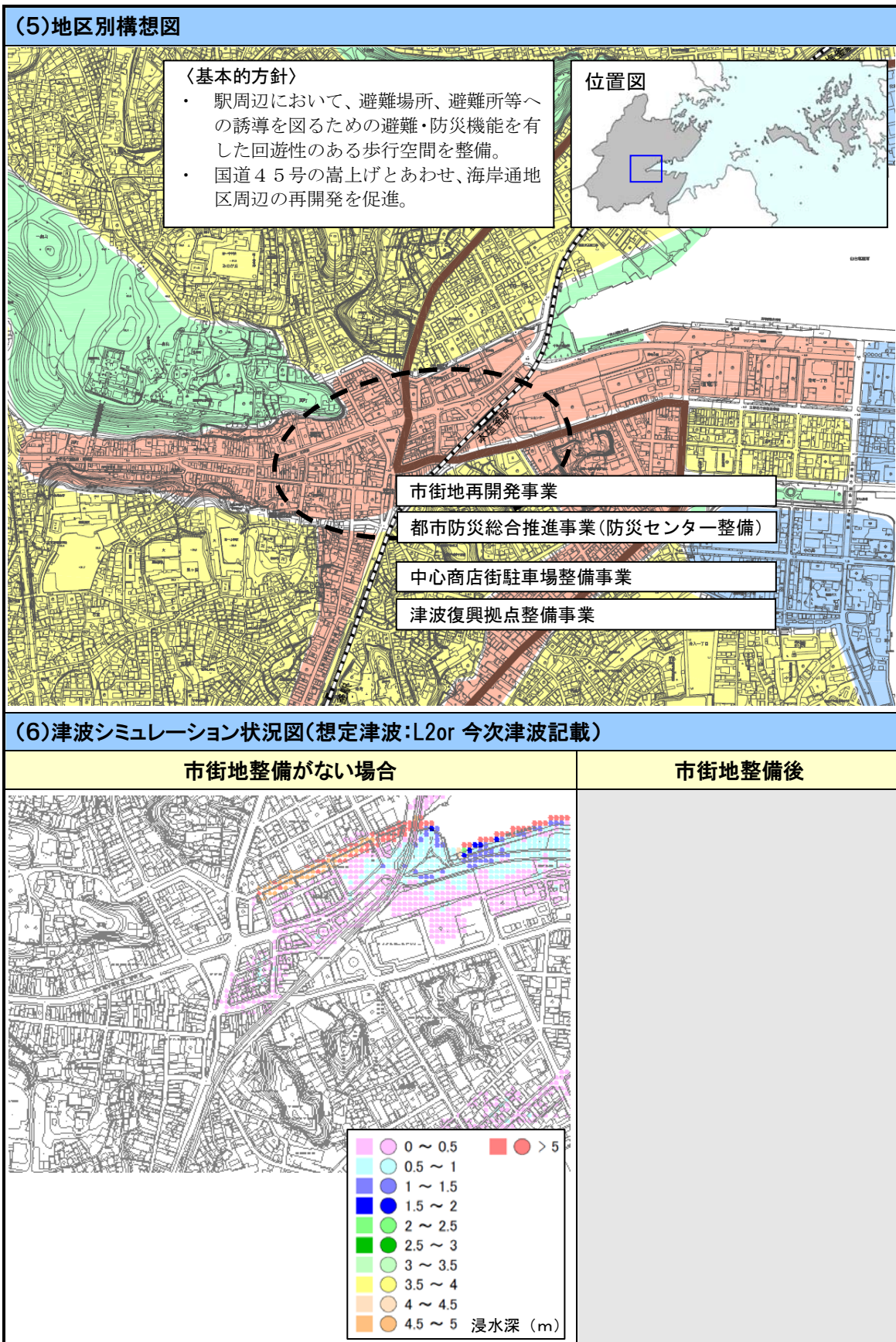


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(11/14)

4. (5) 地区別復興方針(5)		本塩釜駅周辺地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	1.0ha	都市計画	用途地域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	<ul style="list-style-type: none"> 商業・文化施設等の集積し、歴史ある商店街を形成。 老朽化した商業施設の密集による地区の防災性が低下。 				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高：約2m 全壊23戸、大規模半壊195戸、半壊54戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	塩竈市の中心市街地活性化を牽引する商業拠点の形成。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備有：新設 ○ 堤防高：T.P.3m (想定津波：L1) ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方 — ○ 二線堤の考え方 — 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺において、避難場所、避難所等への誘導を図るための避難・防災機能を有した回遊性のある歩行空間を整備。 国道45号の嵩上げとあわせ、海岸通地区周辺の再開発を促進。 			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有(検討) 土地利用の変更：なし 整備手法：市街地再開発事業等			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方 — 移転先及び整備手法 — 移転の対象、方法 — 移転跡地の土地利用方針 等 —			
	土地利用規制の方針	土地利用規制なし			
	公共公益施設の方針	道路の嵩上げ、交差点改良。			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地における商業拠点の形成。 塩竈市全域を対象とする防災センターの整備。 			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 地権者合意形成、計画コーディネート 平成24年度 準備組合設立、基本計画、都市計画決定 			
避難計画の考え方	防災センターの整備、避難路・避難ビルの整備。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	再開発検討区域内の地権者の合意形成と迅速な事業化。				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
堤防嵩上げによる防御	L1対応堤防高を余裕高を含め T.P.+4.3mで整備することで防災対策を検討していたが、T.P.+3.3mで県が整備することになったことから、地盤沈下対策、浸水・排水対策のため、面的整備を含めた検討が必要と判断した。				

塩竈市 調査総括表(12/14)



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その15)

塩竈市 調査総括表(13/14)

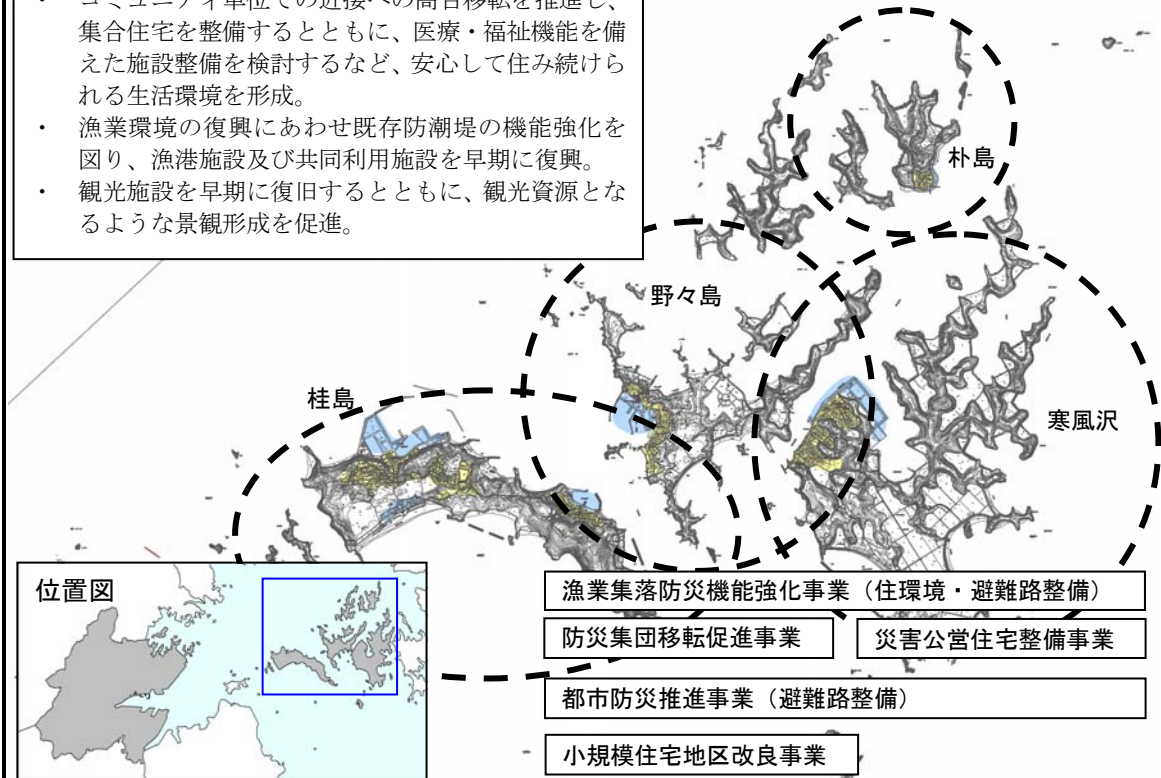
4. (6) 地区別復興方針(6)		浦戸地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	292ha	都市計画	市街化調整区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	桂島、野々島、寒風沢、朴島の4島とも、漁港に接して漁業集落及び浅海養殖漁業の加工施設が立地。				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今次津波高：約8m ・ 全壊107戸、大規模半壊38戸、半壊37戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業集落ごとのコミュニティの維持と浅海養殖漁業の再生・復興。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B—④：桂島、寒風沢、B—②：野々島、寒風沢、B—①：朴島				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備有：新設 ○ 堤防高；T.P4.3m（想定津波：L1） ○ 整備主体：宮城県 ○ 河川堤防の考え方 ー ○ 二線堤の考え方 ー 				
市街地の整備方針	基本的方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ単位での近接への高台移転を推進し、集合住宅を整備するとともに、医療・福祉機能を備えた施設整備を検討するなど、安心して住み続けられる生活環境を形成。 ・ 漁業環境の復興にあわせ既存防潮堤の機能強化を図り、漁港施設及び共同利用施設を早期に復興。 ・ 観光施設を早期に復旧するとともに、観光資源となるような景観形成を促進。 			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土：有（検討） 土地利用の変更：有（検討） 整備手法：防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業等			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：桂島・寒風沢の津波浸水区域 移転先及び整備手法：旧小学校周辺、防災集団移転促進事業 移転の対象、方法：津波流出区域の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針：津波防災緑地、一部産業用地として整備・活用			
	土地利用規制の方針	土地利用規制検討			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業集落道、排水施設の整備。 ・ 桂島、野々島、寒風沢に災害公営住宅を建設。 			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模集落の不良住宅除却、生活道路、集会所等の整備による生活環境改善。 ・ 特別名勝松島の規制に対応、景観形成に配慮。 			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度 基本計画、測量・地質等調査、実施設計 ・ 平成24年度 実施設計、造成等 			
避難計画の考え方	高台への避難路の確保・整備。				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業及び災害公営住宅整備事業に係る地権者の合意形成。 ・ 特別名勝松島の規制を踏まえた整備。 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
野々島：漁業集落防災機能強化事業単独で事業化			浦戸地区では、津波の危険性を避けるため高台への移転を行う防災集団移転促進事業を検討する中で、高台が少ない野々島では、既存集落の嵩上げを検討したが、移転も含め検討することとした。		

塩竈市 調査総括表(14/14)

(5)地区別構想図

〈基本の方針〉

- ・ コミュニティ単位での近接への高台移転を推進し、集合住宅を整備するとともに、医療・福祉機能を備えた施設整備を検討するなど、安心して住み続けられる生活環境を形成。
- ・ 漁業環境の復興にあわせ既存防潮堤の機能強化を図り、漁港施設及び共同利用施設を早期に復興。
- ・ 観光施設を早期に復旧するとともに、観光資源となるような景観形成を促進。



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

